

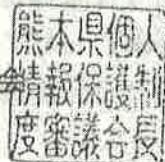
資料 4-1

個人審議答申第56号
平成27年3月30日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県個人情報保護制度審議会

会長 衛藤 二男



住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて（答申）

平成27年2月20日付け市町村第960号で諮詢のあったことについては、熊本県個人情報保護条例第35条第2項2号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

標記評価書（案）について、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日付け特定個人情報保護評価委員会作成。）の審査の観点に照らし、点検を行ったところ、標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、本審議会は、次の事項について意見を述べる。

1 システムの管理権限について

特定個人情報の使用については、アクセス権限の発行、操作履歴の記録等により、特定個人情報の保護に関して適切な保護措置が講じられていることが確認されたが、漏えいのリスクをより軽減するという観点から、システムの管理権限は、限定的に与えること。

2 提供・移転のルールについて

特定個人情報の提供・移転については、法令に加え、要領等関係規程に基づき適切に実施されることが確認されたので、評価書にその旨を明記すること。

3 リスク対策の職員への周知について

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策については、入手、使用等それぞれのプロセスにおいて、特定個人情報の保護に関して適切な保護措置が講じられていることが確認されたが、操作履歴の記録、保管等講じられているリスク対策を職員へ周知徹底する等、情報漏えいの予防対策に万全を期すこと。